

「随意契約の見直し等について(平成20年6月30日付け会発第0630008号)」に基づく随意契約に係る理由書(物品役務等)

※「平成19年度における随意計画見直し計画(改訂)のフォローアップ」において、平成19年度に競争性のある契約方法に移行を予定していたが、その後も競争性のある契約方法に移行できないものについては、備考欄に「平成19年度随契フォローアップ」と記入するとともに、「(移行困難な事由)」及び「移行予定年限」を記入。

| | 物品役務等の名称、場所、期間及び種別 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 (移行困難な事由) | 移行予定年限 | 備考 |
|---|---------------------|-----------|---|---|--------|----|
| 1 | 障害者就業・生活支援センター事業委託費 | 平成27年4月1日 | 社会福祉法人 中越福祉会 長岡市浦字中の坪528-4 | 当該地域における施設運営の実績から、同委託に関する新潟県知事からの推薦を受けており、その内容を精査したところ、同委託事業実施要綱にある目的を最も的確に達成しうる団体の一つであると思料されることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 2 | 障害者就業・生活支援センター事業委託費 | 平成27年4月1日 | 社会福祉法人 県央福祉会 三条市田島2-22-28 | 当該地域における施設運営の実績から、同委託に関する新潟県知事からの推薦を受けており、その内容を精査したところ、同委託事業実施要綱にある目的を最も的確に達成しうる団体の一つであると思料されることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 3 | 障害者就業・生活支援センター事業委託費 | 平成27年4月1日 | 社会福祉法人 のぞみの家福祉会 新発田市五十公野 4685-42 | 当該地域における施設運営の実績から、同委託に関する新潟県知事からの推薦を受けており、その内容を精査したところ、同委託事業実施要綱にある目的を最も的確に達成しうる団体の一つであると思料されることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 4 | 障害者就業・生活支援センター事業委託費 | 平成27年4月1日 | 社会福祉法人 さくら園 上越市高土町3-4-2 | 当該地域における施設運営の実績から、同委託に関する新潟県知事からの推薦を受けており、その内容を精査したところ、同委託事業実施要綱にある目的を最も的確に達成しうる団体の一つであると思料されることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 5 | 障害者就業・生活支援センター事業委託費 | 平成27年4月1日 | 社会福祉法人 更正慈仁会 新潟市西区上新栄町 1-2-12 | 当該地域における施設運営の実績から、同委託に関する新潟県知事からの推薦を受けており、その内容を精査したところ、同委託事業実施要綱にある目的を最も的確に達成しうる団体の一つであると思料されることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |

| | 物品役務等の名称、場所、期間及び種別 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 (移行困難な事由) | 移行予定年限 | 備考 |
|----|--|-----------|--|--|--------|----|
| 6 | 障害者就業・生活支援センター事業委託費 | 平成27年4月1日 | 社会福祉法人 十日町福祉会 十日町市水沢口99 | 当該地域における施設運営の実績から、同委託に関する新潟県知事からの推薦を受けており、その内容を精査したところ、同委託事業実施要綱にある目的を最も的確に達成しうる団体の一つであると思料されることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 7 | 障害者就業・生活支援センター事業委託費 | 平成27年4月1日 | 社会福祉法人 佐渡福祉会 佐渡市上新穂1256 | 当該地域における施設運営の実績から、同委託に関する新潟県知事からの推薦を受けており、その内容を精査したところ、同委託事業実施要綱にある目的を最も的確に達成しうる団体の一つであると思料されることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 8 | 平成27年度 給与等システムプログラムの使用許諾及びソフトウェアサポート契約 | 平成27年4月1日 | コンピュータ・システム(株) 京都市上京区 笹屋町千本西入笹屋 4-273-3 | 当該システムのプログラム使用許諾権は、開発業者であるコンピュータ・システム(株)のみに帰属し、他社に使用許諾を認めることはなく、ソフトウェアの所有権、著作権も同社に帰属していることから、保守部分のみを他業者が行うことは不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 9 | 南魚沼公共職業安定所駐車場土地賃貸借料 | 平成27年4月1日 | 南魚沼市長 南魚沼市六日町180番地 1 | 本庁舎の駐車場を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 10 | ハローワークプラザ長岡 事務室賃貸借料 | 平成27年4月1日 | 長岡市長 長岡市幸町2丁目1番1号 | 本庁舎の土地及び建物を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 11 | 村上公共職業安定所 屋外駐車場敷地賃貸借料 | 平成27年4月1日 | 土地所有者 | 本庁舎の駐車場を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |

| | 物品役務等の名称、場所、期間及び種別 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 (移行困難な事由) | 移行予定年限 | 備考 |
|----|--------------------------------|-----------|--------------------------------------|---|--------|----|
| 12 | ときめきしごと館・若者しごと館事務室賃貸借料 | 平成27年4月1日 | 財団法人鉄道弘済会 東京都千代田区麴町5丁目1番地 | 本庁舎の土地及び建物を利用するための ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |
| 13 | ハローワークプラザ上越事務室賃貸借料 | 平成27年4月1日 | 上越商工会議所 上越市新光町1丁目10番 20号 | 本庁舎の土地及び建物を利用するた めの ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |
| 14 | 巻公共職業安定所 駐車場賃貸借料 | 平成27年4月1日 | (株)水倉組 新潟市西蒲区巻甲5480 | 本庁舎の駐車場を利用するためのもの であり、供給者が一に特定され、会計法 第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 15 | ハローワーク柏崎ワークサポートセンター 事務室賃貸借料 | 平成27年4月1日 | (株)柏崎ショッピングモール 柏崎市東本町1丁目15番 5号 | 本庁舎の土地及び建物を利用するた めの ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |
| 16 | 新潟公共職業安定所ほか敷地、建物貸付 料 | 平成27年4月1日 | 新潟県知事 新潟市中央区新光町4-1 | 本庁舎の土地及び建物を利用するた めの ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |
| 17 | 佐渡労働基準監督署・佐渡公共職業安定 所 宿舎賃貸借料 | 平成27年4月1日 | 佐渡生コン(株) 佐渡市夷267番地 | 本庁舎の土地及び建物を利用するた めの ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |

| | 物品役務等の名称、場所、期間及び種別 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 (移行困難な事由) | 移行予定年限 | 備考 |
|----|--|-----------|-----------------------------|--|--------|----|
| 18 | 上越地方合同庁舎 来客用駐車場土地賃借料 | 平成27年4月1日 | 土地所有者 | 本庁舎の駐車場を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 19 | 新発田地方合同庁舎 屋外駐車場賃借料 | 平成27年4月1日 | 土地所有者 | 本庁舎の駐車場を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 20 | 三条労働基準監督署庁舎敷地賃借料 | 平成27年4月1日 | 土地所有者 | 本庁舎の土地及び建物を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 21 | 平成27年度 庁舎日常清掃及び定期清掃業務委託(ときめきしごと館・若者しごと館) | 平成27年4月1日 | 富士総業(株) 新潟市中央区長潟853 | 賃貸借契約上、貸主が指定する清掃業者に委託する必要があるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 22 | 三条公共職業安定所 駐車場土地賃借料 | 平成27年4月1日 | 土地所有者 | 本庁舎の駐車場を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 23 | 新津公共職業安定所 屋外駐車場土地賃借料 | 平成27年4月1日 | (株)鈴木組 新潟市秋葉区新津本町4-16-17 | 本庁舎の駐車場を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | | |

| | 物品役務等の名称、場所、期間及び種別 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 (移行困難な事由) | 移行予定年限 | 備考 |
|----|--|-----------|---|---|--------|----|
| 24 | ハローワークプラザ三条 事務室賃貸借料 | 平成27年4月1日 | イオンリテール(株) 千葉県千葉市美浜区中瀬 1丁目5番地1 | 本庁舎の土地及び建物を利用するための ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |
| 25 | 新潟労働局労働基準部労災補償課分室 事務室賃貸借料 | 平成27年4月1日 | (株)荏原製作所 東京都大田区羽田旭町11 番1号 | 本庁舎の土地及び建物を利用するた めの ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |
| 26 | 新潟労働局職業対策課助成金センター及 び書類保管用倉庫 賃貸借料 | 平成27年4月1日 | (株)荏原製作所 東京都大田区羽田旭町11 番1号 | 本庁舎の土地及び建物を利用するた めの ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3第4項に該当するた め。 | | |
| 27 | 上越公共職業安定所助成金関係業務部門に 係る建物借料 | 平成27年4月1日 | 建物所有者 | 本庁舎の土地及び建物を利用するた めの ものであり、供給者が一に特定され、 会計法第29条の3 第4項に該当するため。 | | |
| 28 | 平成27年度 新潟労働局労災補償課分室及 び職業対策課助成金センター(専有部分)の清 掃業務委託 | 平成27年4月1日 | 荏原冷熱システム(株) 新潟市中央区女池6-4-46 | 賃貸借契約上、貸主が指定する清掃業 者に委託 する必要があり、競争を許さないこと から会計法 第29条の3第4項に該当するため。 | | |
| 29 | 平成27年度高齢者活躍人材育成事業委託 | 平成27年4月9日 | 公益法人社団 新潟県シル バー人材センター連合会 新潟県新潟市中央区 上所2-2-2 | 高齢者活躍人材育成事業は、高齢者雇 用安定法 第42条第1項第3号に基づき、シルバ ー人材セン ターが実施主体となる。 全都道府県ともシルバー人材センタ ーは、シル バー人材センター連合会が指定されて いること から、委託先として唯一の団体とな り、会計法 第29条の3第4項に該当するため。 | | |